

八木公生著

『天皇と日本の近代』（上・下）

（講談社現代新書・二〇〇一年）

中村 生雄

ようとする場合、稲作以前に関する考察、稲作以外に関する考察を充実させていくことが重要であることを身をもって示したこと、イエス・キリストの十字架上の犠牲死に集約されがちな西洋の供犠理論を視野にいれながらも、それとは別個の文脈上に供犠を配置しようとした斬新な試論を展開したことは、一応の見通しをつけたものとして重要な意義があると思われる。

本書におけるこのような供犠に関する幾多の新知見と新たな供犠理論は、この分野に志す今後の研究者に対し抱えるべき基盤的研究を示したものとして、高く評価されるものであると考える。

（皇学館大学教授）

1

八木公生氏の新著『天皇と日本の近代』の性格を、一言で説明するとしたら、どう言うべきか？

明治憲法と教育勅語を貫く思想の特質を鋭く抉り出した近代政治思想研究の新たな達成、それとも、教育勅語の実質的な起草者である井上毅を近代日本の傑出した思想家として位置づけたユニークな思想家論、それとも、教育勅語という近代日本に絶大な影響力を及ぼしたテクストの綿密にして厳格な注解書、などなど。

そのいずれでもあり、また、そのいずれにも収まりきらないところに、本書の特徴があり、また、その魅力も、むずかしさもある。まず最初の前置きとして、とりあえずは、そのことを言っておきたい。

そのうえで、そのような公式的な本書の性格づけとはやや離れたところで、評者は、新書としてはまさに異例の上下二冊本

で、しかも、通常は書かれることの多い「まえがき」も「あとがき」もないこの本に託した、八木氏じしんの並々ならぬ決意とメッセージをも読みとるものである。小文を書き始めるにあたってまず初めに述べておくべきだと思うのは、本書のそのメッセージ性に富んだ特質である。

それは、「日本国憲法」第零条」と題された本書の終章で、著書みずからがしるす本書執筆の動機と目的のなかにあらわれている。すなわち、その最終章に「戦後民主主義と天皇」というサブタイトルを付しているのとおり、著者の考えからすると、明治憲法と教育勅語を直接的な論究対象とした本書は、じつは戦後日本社会にとっての憲法の問題、とりわけそこでの天皇の位置づけの問題に大きく関係している。言い換えると、それは、今まさに、われわれ「国民の一人ひとり」が真剣に問うべきこととがらとして国家論があり憲法論があるということから、戦後を生きるものすべてが目をつさいできたのではないかという厳しい問いかけであり、またおそらくは、自省なのである。

誰もがみとめざるをえないはずだが、敗戦を境として大多数の日本人は、言うところの「一億総懺悔」によって、天皇教徒／日本教徒からアメリカ教徒に改宗した。それまでの信念も価値観もまるごと投げ捨て、民主主義者としての新しい装いを手に入れ、焼け跡のなかから立ち上がった。この転換をさして、高名な憲法学者が、八月十五日に革命があったと見なしたように、また多くの教師たちが、昨日までの教科書に墨を塗ること

で、かつての誤謬がすべて払拭できると信じたように、日本人はおしなべて、過去の自己を抹消し、新しい自己をつくりあげたのであった。

その結果、昨日までは白馬にまたがる大元帥だった天皇が、今日は尊大な身構えの占領軍司令官の脇に私服でかしこまっているのを見て、敗者としての境遇に少々の屈辱を感じたとしても、その天皇を「象徴」と規定する新憲法を自分たちの憲法として受け入れることに、さしたるためらいも疑義もたずにした。同様に、現人神だとされていた天皇が、じつは「人間」だったと宣言するのを聞いても、ただ、さもありなんと思うだけで、その変説を問いつめようとしなかった。

そうしたことに代表されるすべて、つまり、戦後日本社会全体の付^けが、五十年以上をへた現在もなお、たとえば教科書問題として、そしてまた首相の靖国参拝問題として、清算されないまま、重苦しくこの国を覆っているのである。

もとより著者は、そういうことに直接言及しているのではない。が、私の見るところ、今日にいたっても、戦後われわれが生きてきたこの国のもっとも重要な規定である憲法について、その意義と問題点を自分たちじしんの問題として受けとめ、考えることを怠ってきたことにはたいする不信と憤懣が、著者をしてこの本を書かせた動機であり、またこの本を書き終えたのち、あらためて確認せざるをえなかった感慨なのである。

終章で、そのことを著者は、「憲法とはわたしたちにとって

何であるかを、もう一度その原点から考えなおしてみること」の死活的な重要性として提起し、「国民の一人ひとり」がそれに積極的にかかわり、そこにふくまれた思想を共有することが不可欠なのだと述べる。そうした観点から現憲法の問題を洗いなおしていった場合、やはり第一条での「象徴」としての天皇の規定が、「万世一系」の天皇による国家の統治を明記した明治憲法に比して、「国家のありよう」の規定としてははなはだ曖昧であり、ある意味で「致命的な欠陥」である、と著者は言う。というのも、第一条において、天皇は「日本国の象徴」であり、「日本国民統合の象徴」だと言われはするが、その天皇が象徴するとされる「日本国」あるいは「日本国民統合」の内容が、誰にも共有しうる概念として明示されていないからである。

そして、そのように現行憲法の第一条が実質的に放擲している問題、それこそを、われわれの憲法「第零条」の内容として、今この国に生きるすべてのものが自分じしんの課題として引き受けねばならない。——これこそが、八木氏が本書をとおしてわれわれに投げかけている鮮烈なメッセージにはかならない。本書は、その課題を真に扱うために必要不可欠な、近代日本の国家のありよう、ならびに、そのことと不可分に関係する天皇という存在についての、著者独自の、思想的かつ思想的なチャートなのである。

では次に、著者が提示するそのチャートの概略をしめす必要がある。しかし、紙幅の制約もあるし、また、内容の客観的な紹介に配慮するあまり、本書が提起する肝心なものの問題群についておざなりな解説に終始するのは不本意でもあるので、小文が後段で扱う論点にできるだけ添うかたちで、各章のポイントを押さえておきたい。

新書版上下二冊からなる本書の内容は、第一部の「憲法と現人神」を収める上巻と、第二部の「教育勅語」の思想」を収める下巻との、二部構成である。上巻では、大日本帝国憲法の発布にいたるまでの、近代国家の基本構想がかたまっていく過程が、とりわけ立憲政体と天皇の関係を軸に点検される。下巻は、その憲法と一対の意味をもつべきものとして、井上毅によつて起草された教育勅語の成立事情とその詳細厳密な注解であり、さらに前述の終章が付される。

まず、第一部「憲法と現人神」は四章からなり、その第一章「御真影」としての天皇」では、明治初年における天皇が、それまでの宮廷深く秘匿されていた状態から、巡幸や御真影をとおして、みずからを積極的に「見える天皇」「見る天皇」へと視覚化していく状況が考察される。この論点は、すでに多木浩二の先駆的な仕事があり、近年ではタカシ・フジタなども、近代の国家儀礼における視覚的支配の問題としてテーマ化して

いるものだが、本章では、この時期における天皇の自己表現のなかに、「女装」的なものと「洋（男）装」的なものとの複合を見出し、それがのちの「憲法／勅語」体制のもので天皇の二重の意味と役割を準備していったものと理解される。またその天皇の二つの側面については、田中彰がかつて倒幕派志士のうちに見出した天皇の二つの意味、すなわち、政治的策略の対象としての「タマ」と絶対的な価値の源泉としての「ギョク」との二面性の論を踏まえつつ、それを「政治権力の主体」としての天皇（タマ）と「神聖祭祀王」としての天皇（ギョク）との二面性として再構成する。著者の提示する後者の一対の概念は、本書全編を貫くキー概念としてもちいられるものであり、その概念設定についての検討はのちほどまとめて行なうことにしよう。

第二章「解釈のメタ・システムとしての天皇」では、のちに「憲法／勅語」体制の基底となる思想的な前提が、元田永孚の果たした役割や教育議論の経過などを分析するなかで検証される。その元田にかんして著者が指摘するのは、教授すべき個々の徳目を最終的に決定するのは臣民ではなく天皇であること、その意味で天皇は国民道德の「師」という「倫理主体」であり、そのことによって彼は天皇の政治的主体性と神聖祭祀性の両面を倫理的主体性のうちに統一するをはかったとする点である。また本章の最後では「解釈のシステム」としての天皇の問題が扱われ、そこで和辻哲郎の「不定の神」をめぐる議論がと

りあげられるが、それについてもあとで一括して考えることにする。

第三章「軍人勅諭」の天皇」では、教育勅語の特質を正當に把握するための絶好の参照項として、かの悪名高き軍人勅諭の天皇観に新しい照明があてられる。ここでは、天皇だけが軍を律する究極的な「倫理主体」となり、軍人はもっぱらその天皇との一体化を幻想することとなつて、いわゆる「無責任の体系」を生むことになつたと解される。ただし著者は、その真的要因は、軍人勅諭が語る天皇像が決して軍令を発する究極の主体という強い存在ではなく、逆に、軍人がこぞつてその無謬性をもろもろの汚染から隔離・庇護すべき無力な存在であつたことにもとづくとする。

第四章「現人神としての天皇」では、明治憲法における天皇の「立憲君主」たる内実に、英訳も合わせた条文の精緻な読解をもとに肉薄する。とりわけ著者が強調するのは、憲法条文が「主権（者）」という語のかわりに「大権」を使用することによつて、天皇が立憲君主であることを擬装しつつ、じつは天皇を憲法をはじめとするあらゆる法的規定の外部に位置せしめているという点であり、そのことが、国家の基本法たる憲法のなかにその法を超越する存在をみとめ、しかもその超越性のほうを法と国家の根柢とする根本的な矛盾になつているという点である。またそれこそが、天皇を西洋的な王権神授説を背景とした立憲君主と異なる「現人神」たらしめた理由であつて、「万世

「一系」という神話にもとづく「皇位」の神聖・不可侵なる所以でもある。しかもその皇位の継承についての具体的な規定を皇室典範という「皇室の家法」にゆだねることにより、皇位そのものは決して憲法に規制されない外部性を保証される仕組みになっているとする。そしてその種の仕組みは、憲法発布にかかわる付属文書としての「上諭（前文）」の役割からも明らかにすると言いき、そこでは天皇が神々と人間とをつなぐ仲介者（折口信夫の言うミコトモチ）であること、和辻的に言えば、祀り主にして同時に祀られる神でもあるという「通路」としての性格が明瞭にしめされているとする。ここにおいて、「大日本帝国」は天皇を唯一の祀り主とする巨大な祭儀の時空に、つまり宗教国家になったとするのが、上巻での著者の結論である。

3

ついで第二部に入り、第五章「『教育勅語』への道」では、教育勅語の原案作成過程での井上毅の構想が、中村正直案（文部省原案）、元田永孚案と対比しながら詳細に検討される。そのうち、中村案についてはそのキリスト教臭を警戒したこと、元田案についてはその儒教主義の排除に井上が意をもちいたことが指摘され、このように、特定の宗教や思想から離れて、ひたすら立憲政体の原理に適合させようとしたところに井上の勅語構想の特徴があるとする。というのも、井上の立場では「教育」は決して「国体」に従属すべきでなく、その意味で勅語が

臣民の良心の自由に干渉する結果になるような事態は避けられねばならなかったからであり、そのために彼が腐心したのが勅語の公布形式についてなのであった。すなわち、井上はできるだけ間接的な下付という形式を望んだが、結局は山県有朋と元田の連携のもとに、教育勅語は軍人勅諭とおなじく、宮中に首相・文相をよんで下付され、しかもそれが勅諭と同様、「黒塗御紋付箱」に納めることまで決定されるなど、起草者・井上が勅語に込めた深謀遠慮は公布形式という最後の場面で完全に裏切られたとする。それを著者は、勅諭の先例を踏まえた山県が、勅語の実質的な効力はその思想内容ではなく、それをつつむ儀礼形式にこそあることを知悉していたからだと解する。

この次に置かれるのが、本書の前提とも最終的成果とも言える第六章「『教育勅語』の思想」ということになる。この章は、「井上毅による注解試論」と副題されているように、井上が企図した立憲政体主義にもとづく教育勅語の思想内容が何であったかを、初稿から完成稿にいたる変遷も視野に入れて説明しようとするものだ。その点で、井上哲次郎の『勅語衍義』以降のすべての論がこれを天皇の聖語と見なす立場から書かれているのとはちがって、井上毅がこのテキストのなかで語ろうとした思想を正確に把握することを目的とした注解作業となっている。ここでは、たった六個のセンテンス、三百十五文字に凝縮された勅語の一字一句の検討をおろそかにせず、原文の文脈に忠実にその思想を読みとることを最優先にして、語句の注釈、解釈、

現代語訳が二〇〇ページにわたって積み重ねられていく。文字どおり、著者の全精魂が傾注された部分である。とはいえ、ここでその一々に言及することはとてもできないので、著者の解釈のポイントを二点だけあげることにする。

一つは、「我が皇祖皇宗」の「肇国」に淵源をもつ天皇による統治の性格についてだが、それを著者は、井上の別の論考「言霊」に依拠しつつ「知らず」と見えなし、それは領土の占有や王と人民の契約という観念とはちがって、「心にて物を知る」という「日本における天皇統治の独自のありよう」をしめすものだと解する。そして、そのような天皇の統治のありようをもっともよくあらわしているのが和歌の勅撰ということだと解し、『古今集』以降の四季の部立は世界を反復し循環する秩序としてとらえるもので、天皇はそうした歌集を勅撰することと其の秩序を掌握するとともに、また天皇みずから民と同様に歌を詠むことによっておなじ世界内秩序を共有することになると見るのである。また、このような天皇の統治の特徴は、和辻の言う「祭事の統一」と重なるとする。

もう一つは、例の「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ」という、教育勅語中もつとも評判の悪い段落の解釈にかんしてである。そこで著者は、これが「緩急アラバ」ではなく「緩急アレバ」と已然形になっていることに着目し、こゝは、国家に緩急が起ころ、そういう条件があれば「いつもかならず」義勇公に奉ずる、という「常例の条件」をしめすものであって、井上の立意

政体主義の理念に照らして言えば、この直前の「常ニ国憲ヲ重ジ国法ニ遵ヒ」という絶対の徳目を前提にしたうえで、日常における「覚悟」として「義勇公ニ奉ジ」ることを「常に」こころがけよ、というのが正確な趣旨なのだと述べる。したがってそれは、『勅語衍義』が強調するとき、国家の緩急において「欣然一命ヲ擲ス」という「命がけの奉公」とは似て非なるものだということになる。

これら二点に代表される解釈に明らかなどおり、著者は本章の注解を通じて、教育勅語というテキストは、明治維新の有する意義をはじめて思想的に根拠づけ、またその立憲制に応じた新しい国民像を提示した点において、明治憲法をものぐほどの、思想家・井上毅の業績だと結論づける。ただし、そうした思想的意義をもった文書が儀礼によって荘厳され、「御真影」とともに奉安殿という不可侵の聖域に鎮座する「祭具」となったことをも、もとより付言したうえでのことなのであるが。

4

言うまでもないことだが、ここまで本書が終わっていたとしたら、それがいかに厳密な注解的労作であるとしても、結局のところは教育勅語のよって立つ帝国憲法と天皇制国家の擁護にすぎないと評されることも多いだろう。現に、そうした筋違いの評価も散見されるようだ。しかし、すでに最初に述べたように、このあとの終章で著者は、現在を生きる「国民の一人ひ

とり」がみずからの問題として、明治憲法と教育勅語にしめされた天皇観と現憲法の象徴天皇のありかたとを成心なく対峙させることによって、ありうべき「憲法第零条」の内実を熟考すべきだと熱く要請するのである。

そのさい著者がとりわけ強調するのは、現代の凶悪犯罪の多発やモラルの崩壊を理由にして、教育勅語にそなわっていた普遍的な秩序と道義の教育を復活せよ、などといったお決まりの意見にたいして、勅語の徳目の一部を全体の文脈から切り離して評価してはならないという点である。それは、井上が明治憲法に込めた立憲政体主義の思想と不可分のものなのであって、決して一部分だけを抜き出して利用できるものではないとする。著者の注解作業が勅語の一字一句を全体的な文脈に沿ってのみ解釈するという原則に貫かれていたことの、それは必然的な帰結でもあろう。

では、われわれが戦後半世紀余をへた今、あらためて「憲法第零条」を構想しようとするとき、わきまえておくべきことがらは何か。それを以下では、本書の各所で著者が提示した論点を確認しながら、あえて二点に絞って検討していきたい。

まず第一は、現人神という問題にかかわる。先にもふれたように、この問題を著者は和辻哲郎の天皇論を援用しながら提示するのだが、そこでの要点は、天皇は神々の祭祀をつかさどるもの（祀り主）として「現実にあらわれている」存在なのであるが、それとともに、その祀る行為そのものをとおして、その

身のまま「祀られる神」へと高まってゆく存在なのだ、ということである。そういう意味において和辻は、日本における尊貴性の根源は「祀られる」ことよりも「祀る」ことにあるとしたが、このような天皇のありようは、著者の見るところ、「憲法／勅語」体制成立以前の、いわゆる「五箇条御誓文」（慶応四年）のさいの式次第にすでに明瞭にあらわれていたのである。すなわちそのとき紫宸殿では、神降ろしと神饌供進のあと天皇が出御し、総裁職・三条実美による御誓文奏上を受けて天皇の親拝と玉串奉奠が行なわれ、つづいて三条以下の群臣が神々と天皇のまえて御誓文を実現すべく努力するむねを誓うという形式で進行了のであった。この次第においては、紫宸殿がそのままいわば「高天原」という祭儀の時空に変質し、そのとき天皇はひとりの祀り主でありながら、またその場に降臨している神々とならんで誓書をうけとる側、すなわち「祀られる」存在にもなっていたというわけである。そして重要なのは、そうした「御誓文」の祭儀の形式が、じつはのちの憲法そのものの発布の形式においても踏襲されていたのではないかとという著者の想定である。というのも、先に一言した付属文書としての「上諭（前文）」においては、「万世一系ノ帝位」についた天皇がここに「大憲」を制定したことが言明されると同時に、議会がこの憲法を有効ならしむるべきことを命じているからであり、それはちょうど、神々に向かって憲法制定を報告する天皇と臣民に向かつてそのただし運用を命ずる天皇という、第一章よりずっと主

題化されてきた天皇の二面性という問題につながるものだからである（第四章）。

評者なりにもう一歩踏み込んで言えば、憲法発布という国家の礎となる法の始発の場面において、天皇は、立憲君主という外装を身につけるとともに、その内部においては和辻的な「通路」としての役割、すなわち、「祀る」と同時に「祀られる」存在としての役割をになつていたということにならう。そのことをさして、おそらく著者は、第六章末尾で、

明治国家は、『明治憲法』を〈聖典〉（不磨ノ大典）とし、『勅語』と『御真影』、とりわけ『勅語』をその不可欠の〈祭具〉として有することで、はじめて成立し得た宗教国家であつた。現人神としての天皇を、国家権力と国民統合の精神的な中心にすえて成立した立憲宗教国家であつた。

と書いたのである。

この最終的な判断は、それまでの本書の緻密な論証とあいまって、人となるほどと納得させるものであり、評者もまた全面的に同意するところである。そのうえで、ではどのように特徴づけられる近代日本の天皇の二面性が、第一章から持ち越されてきた「政治権力の主体」としての天皇と「神聖祭祀王」としての天皇との二面性という問題に、どういうふうに接続することになるのだろうか。形式論理的に言うなら、井上による「憲法／勅語」体制の構想のもとで、天皇は、「政治権力の主体」としての立憲君主という外装の内側に、「神聖祭祀王」として

祀り／祀られる「現人神」性をもつことを期待されたということだろう。著者が「立憲宗教国家」ということばで表現しようとしたものは、まさにそういうことだろうと思う。そしてさらに、著者の見るところ、井上のデザインになるそうした天皇の二重構造のありようを無視したのが軍人勅諭的な天皇観にほかならず、それは、立憲君主と現人神という相容れない要素を「倫理主体」としての天皇のうちに強引に一本化し、無謬性の神話で飾ることになったというのであらう。このあたりの著者の概念操作は幾重にも輻輳して（たとえば理念／予祝という説明などもふくめ）、必ずしもすっきりした整合性をもっていないように思う。とりわけ、「神聖祭祀王」と「現人神」の概念上の相互関係がつかみにくい。想像をたくましくして言うと、「祀り主」と「祀られる神」との一体不可分のつながりのうち、前者に比重をおいて見たものが「神聖祭祀王」であり、後者に比重をおいて見たものが「現人神」かとも思うが、いずれにしろ、いま一歩踏み込んだ説明がほしいものである。

第二に検討してみたい問題も、じつは以上のことと密接な関係にある。それは、著者の言うこのような「立憲宗教国家」において、宗教と祭祀はいつたいいかなる関係にあるのか、ということである。ここにおいて著者はふたたび、和辻が戦後の新憲法のもとの象徴天皇制について論じた文章（『国民全体性の表現者』を参照し、そこで和辻が、この憲法は天皇が「国民の全体意志の表現者」であることを認めるものであり、またそ

の「表現」の内実は天皇が祭祀者であること、しかもその場合の祭祀なるものが、いわゆる宗教、すなわち教義にもとづく特定の信仰といったものとは異なるものだと言っている部分に注意をうながす。もちろん、ここで和辻が言う祭祀は、彼が「不定の神」と呼ぶものになりたいする対しかたのことであって、それは「究極の神」へのかかりである宗教とは別種のありかただというわけである。そして、和辻がこのような観点にもとづいて区分けた宗教と祭祀の別が、じつはすでに明治政府の神道非宗教説として実行に移されていたのであった。もとよりその神道非宗教説の実態が、ある意味で神道を徹底的に宗教化し、他の諸宗教とは隔絶した超宗教とするものであったことは周知の事実であろう。つまり、和辻の立場からすれば宗教と祭祀は別個の現象であり、天皇の存在はそのように宗教とは明確に相違する祭祀において祀り／祀られる「現人神」なのであったが、実際のところはその天皇の「現人神」性に他のどの宗教をも凌駕する宗教性を偽装せしめたのが、ほかならぬ井上の構想に発する「憲法／勅語」体制だったのだ。そして、看過できない問題として著者が強調するのは、明治憲法下におけるこのような宗教と祭祀の顛倒の歴史が、戦後憲法のもとでふたたび新しい顛倒を生み出しているという事実である。というのは、具体的には、現憲法がいわゆる政教分離の原則に立って天皇の祭祀をすべて宗教活動と見なし、それらをことごとくその条文から排除することになったからであり、それは著者の判断によれば、

宗教と祭祀を混同したかつての立憲政体主義の破綻の因を、政教分離の原則の名のもとで繰り返していることになるからである。ここまで考えてくると、先ほどの「憲法第零条」の問題は、天皇の祭祀行為を憲法の条文においてどのように規定するか／しないかにかかっていることが明らかになる。われわれに向かつて著者が投げかけている問いの核心は、最終的にそこに帰着すると言っている。

この問題は、一方では、近代日本が *religion* の翻訳語としてつくりあげた「宗教」概念の再検討というかたちで近年進行中のものであり、また一方では、伝統的な神祇信仰や祖霊信仰を習俗と見るか宗教と見るかといった古典的な論争に始まって、現代人のマジョリティとしての「無宗教」なるものの内実をどうとらえるかといった最近の関心まで、広範囲におよぶ問題である。それらの問題に立ち入るのは、むしろ小文の任務ではない。とはいえ、仮りにそこで宗教と祭祀が別個のものであり、天皇の「現人神」性がまったく宗教的意味をもたないことが承認されたとしても、こんどはそこから、いわゆる「政教分離 *laïcité*」とは異なる問題として、「政教分離」がテーマ化されるだろうことは疑いない。

いずれにしても八木氏のこの労作によって、「戦後民主主義」の孕む真の思想上の問題が半世紀余の空白を越えて白日のもとに引き出されたのであり、しかもそれが、象徴天皇という憲法の初発の規定の問題性にとどまらず、この国の宗教と祭祀のか

かわりを近代以前に遡行して検証することの緊急性をも明らかにした意義は、特筆に値する。

なお、「まえがき」も「あとがき」も付さないことによつて著者が本書に込めた感慨やそこにいたる経緯のいくつかについては、『本』（二〇〇一年二月号）に寄稿された文章を読むことであらましのことが理解できる。そのこともふくめた八木氏の今度の仕事については、機会をあらためてまた別の感想を述べたいと思っているが、さしあたり公式の書評の作業としては、これをもつて擱筆することとする。

（大阪大学教授）